

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
が休日に
おき、翌
日の翌
日)

目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則(児童家庭課)

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(労政・能力開発課)

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築課)

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則(会計課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

一 鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正(第一条関係)

1 計量法に基づく知事の権限に属する事務のうち、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の業務規程の認可等を部長専決事項とすることとした。

2 計量法に基づく知事の権限に属する事務のうち、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に係る報告の徴収及び立入検査の実施を課長専決事項とすることとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正(第二条関係)

計量法に基づく知事の権限に属する事務のうち、特定計量器の検定及び定期検査、装置検査並びに基準器検査の実施等を計量検定所長の専決事項とすることとした。

三 施行期日

この規則は、平成五年十一月一日から施行することとした。

◇鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

一 県立境港通動寮の使用料の額を次のとおり引き上げることとした。(別表関係)

- 1 入所者の収入月額から必要経費及び六、〇〇〇円(現行四、〇〇〇円)を控除した額が一八、八二〇円(現行一八、四二〇円)を超える場合 一八、八二〇円(現行一八、四二〇円)

2 入所者の収入月額から必要経費及び六、〇〇〇円(現行

四、〇〇〇円)を控除した額が一八、八二〇円(現行一八、四二〇円)以下の場合 一人月額 収入月額から必要経費及び六、〇〇〇円(現行四、〇〇〇円)を控除した額

二 この規則は、平成五年十一月一日から施行することとした。

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

一 基本手当の月額引上げ(第四条関係)
基本手当の月額を次のとおり引き上げることとした。

区 分	金 額	
	現 行	改 正 後
二十歳以 上 の 者	鳥取市の地域 に居住する者 三、五六〇円	鳥取市の地域 に居住する者 三、六六〇円
鳥取市の地域 以外に居住す る者	三、一八〇円	三、二七〇円
二十歳未満の者	三、一八〇円	三、二七〇円

二 通所手当の月額の引上げ(第六条関係)
自動車等を使用することを常例とする者に係る通所手当の月額を次のとおり引き上げることとした。

区 分	金 額	
	現 行	改 正 後
自動車 等の使 用距離 が片道 十キロ メートル 以上 である 者	(1) 通所が不便で ある者のうち自 動車等を使用す る距離が片道十 五キロメートル 以上である者 五、五八〇円	(2)に掲げる者 五、八五〇円
者	七、四七〇円	八、〇一〇円

三 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

一 職業訓練受講資金の月額を一万七千五百円(現行一万七千円)に引き上げることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 賀露港団地はか八十団地の家賃を百円ないし四千円引き上げ

ることとした。

二 この規則は、平成五年十一月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十五号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条商工振興課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 適正な計量の確保に関すること。

第九十一条を次のように改める。

（分掌事務）

第九十一条 検定所は、適正な計量の実施を確保するため、次の各号に掲げる事務を分掌する。

一 特定計量器の定期検査、検定及び装置検査並びに基準器検査に関すること。

二 特定計量器の修理又は販売の事業及び輸出入計量器の製造等に関すること。

三 計量証明の事業の登録等に関すること。

四 その他適正な計量の確保のために必要な措置に関すること。

附 則

この規則は、平成五年十一月一日から施行する。

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十六号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

（鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正）

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三商工振興課の項を次のように改める。

商工振
興課

一 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第一項の規定による改善計画の認定

(二) 第五条第一項の規定による改善計画の変更の承認

(三) 第五条第二項の規定による承認改善計画の承認の取消し

二 計量法(平成四年法律第五十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十条第三項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表

(二) 第十五条第二項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表

(三) 第二十一条第二項の規定による定期検査の実施の公示

(四) 第三十条第一項(第二百二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による業務規程又はその変更の認可

(五) 第三十条第三項(第二百二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による業務規程を変更すべきことの命令

(六) 第三十三条第一項(第二百二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画等又はそれらの変更の認可

(七) 第三十四条(第二百二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による役員を選任又は解任の認可

(八) 第三十五条(第二百二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による役員等を解任すべきことの命令

(九) 第三十七条(第二百二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による必要な措置をとるべきことの命令

(十) 第五十二条第三項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表

(十一) 第五十九条第二項の規定による定期検査機関の指定等の公示

(十二) 第六十二条第一項の規定による公開による聴聞の実施

計量法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四百七十七条第三項の規定による指定定期検査機関等からの業務又は経理の状況に関する報告の徴収

(二) 第四百四十八条第三項の規定による事務所等への立入り、業務の状況等の検査又は関係者への質問の実施

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二計量検定所長の項を削る。

別表第五計量検定所長の項を次のように改める。

計量検定所長
一 計量法(平成四年法律第五十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
第十條第二項の規定による必要な措置をとるべきことの
勸告
第十五條第一項の規定による必要な措置をとるべきことの
勸告
第十五條第三項の規定に係る措置をとるべき
ことの命令
第十六條第一項第二号イに規定する特定計量器の検定の
実施
第十九條第一項の規定による特定計量器の定期検査の実
施
第二十一條第三項の規定による届出の受理及び定期検査
の期日等の指定
第二十五條第一項の規定による計量士が検査を行った旨
の届出の受理
第四十六條第一項の規定による修理の事業の届出の受理
第四十六條第二項において準用する第四十二條第一項又
は第四十五條第一項の規定による修理の事業の変更又は廃
止の届出の受理
第四十八條の規定による必要な措置をとるべきことの命
令
第五十一條第一項の規定による販売の事業の届出の受理
第五十一條第二項において準用する第四十二條第一項又
は第四十五條第一項の規定による販売の事業の変更又は廃

止の届出の受理

第五十二條第二項の規定による遵守事項を遵守すべきこと
の勸告
第五十二條第四項の規定による勧告に係る措置をとるべき
ことの命令
第五十三條第一項ただし書又は第二項ただし書の規定に
よる輸出のため特定計量器を製造又は販売する旨の届出の
受理
第五十五條ただし書の規定による輸出のため特定計量器
を販売する旨の届出の受理
第五十七條第一項ただし書又は第二項ただし書の規定に
よる輸出のため特定計量器の譲渡等をする旨の届出の受理
第七十五條第二項の規定による装置検査の実施
第八十條ただし書の規定による輸出のため特定計量器を
製造する旨の届出の受理
第八十二條ただし書の規定による輸出のため特定計量器
を販売する旨の届出の受理
第九十一條第二項の規定による品質管理の方法について
の検査の実施
第九十五條第一項ただし書の規定による輸出のため特定
計量器を製造する旨の届出の受理
第一百二條第一項の規定による基準器検査の実施
第一百七條の規定による計量証明の事業の登録
第一百十條第一項の規定による事業規程又はその変更の届
出の受理
第一百十條第二項の規定による事業規程を変更すべきこと
の命令
第一百一十一條の規定による必要な措置をとるべきことの命
令
第一百三十三條の規定による登録の取消し及び事業の停止の
命令
第一百六條第一項の規定による計量証明検査の実施
第二百十條第一項の規定による計量士が検査を行った旨

の届出の受理

- (三) 第二百二十七条第三項の規定による計量管理の方法についての検査の実施
- (四) 第二百四十七条第一項の規定による届出修理事業者等からの業務に関する報告の徴収
- (五) 第四百四十八条第一項の規定による工場等への立入り、計量器等の検査又は関係者への質問の実施
- (六) 第四百四十九条第一項の規定による計量器等の提出の命令
- (七) 第五百十条第一項の規定による特定物象量の表記の抹消
- (八) 第五百十一条第一項の規定による検定証印等の除去
- (九) 第五百五十三条第一項の規定による装置検査証印の除去
- (十) 第五百五十四条第一項の規定による検定証印等の除去

二 計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第三十三条第二項又は第三項の規定により知事の権限に属するものとされた計量法に基づく事務

附 則

1 この規則は、平成五年十一月一日から施行する。

2 計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものについては、この規則による改正後の鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定にかかわらず、当分の間、計量検定所長の専決事項とする。

- 一 附則第四条第二項の規定による届出の受理
- 二 附則第五条第二項の規定による届出の受理

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十七号

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通動寮管理規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「四、〇〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「一八、四二〇円」を「一八、八二〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成五年十一月一日から施行する。

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十八号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「三千五百六十円」を「三千六百六十円」に改め、

同項第二号及び同条第三項中「三千百八十円」を「三千二百七十円」に改める。

第六条第六項第二号中「五千五百八十円」を「五千八百五十円」に、「七千四百七十円」を「八千十円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成五年四月一日から適用する。

3 この規則による改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて平成五年四月一日以降の分として支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十九号

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則（昭和六十二年九月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「一万七千円」を「一万七千五百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表賀露港団地の項中「一七、八〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に改め、同表緑町第一団地の項中「一七、〇〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「一九、七〇〇円」を「二一、七〇〇円」に、「二一、八〇〇円」を「二三、八〇〇円」に改め、同表緑町第二団地の項中「二二、二〇〇円」を「二三、二〇〇円」に、「二二、七〇〇円」を「二三、七〇〇円」に、「二三、二〇〇円」を「二四、二〇〇円」に改め、同表寿団地の項中「八、〇〇〇円」を「九、六〇〇円」に改め、同表東浜団地の項中「二〇、二〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「三四、四〇〇円」を「三五、四〇〇円」に、「三八、四〇〇円」を「二九、四〇〇円」に改め、同表浜坂第一団地の項中

「二三、三〇〇円」を「二七、三〇〇円」に、「二一、三〇〇円」を「二五、三〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一二、七〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を「一八、六〇〇円」に、「二〇、七〇〇円」を「二三、三〇〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一五、八〇〇円」に、「二〇、九〇〇円」を「二三、五〇〇円」に、「一三、三〇〇円」を「一五、九〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「一八、七〇〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一八、二〇〇円」に、「一六、三〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「二七、二〇〇円」を「一八、九〇〇円」に改め、同表ひばりが丘団地の項中「一六、五〇〇円」を「一九、五〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に、「二〇、八〇〇円」を「二三、八〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二五、二〇〇円」に改め、同表高草団地の項中「八、八〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に改め、同表西品治団地の項中「六、一〇〇円」を「六、八〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「八、六〇〇円」に改め、同表湖南団地の項中「八、〇〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一一、三〇〇円」に改め、同表湖山町団地の項中「一七、三〇〇円」を「二〇、七〇〇円」に、「一三、一〇〇円」を「一五、七〇〇円」に、「一八、六〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「一五、二〇〇円」を「一八、二〇〇円」に改め、同表白浜団地の項中「七、五〇〇円」を「九、〇〇〇円」に改め、同表美穂第一団地の項中「五、五〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「六、一〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「七、三〇〇円」に改め、同表末恒第一団地の項中「二六、六〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「二六、一〇〇円」を「二七、六〇〇円」に、「二六、四〇〇円」を「二七、九〇〇円」に、

「二二号の住宅」 一 一五、二〇〇円 を 「二二号及び三

三号の住宅 二 一七、三〇〇円 に、「二五、九〇〇円」を「二七、

四〇〇円」に、「二六、八〇〇円」を「二八、三〇〇円」に、

二六号から二八号まで、三〇号から三二号まで及び三四号から三六号までの住宅	九	二六、三〇〇円
三三号の住宅	一	一五、二〇〇円

を

二六号から二八号まで、三〇号から三二号まで及び三四号から三六号までの住宅	九	二七、八〇〇円
--------------------------------------	---	---------

に、「二〇、〇〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に、「二二、六〇〇円」を「二五、六〇〇円」に、「二四、三〇〇円」を「二七、三〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一六、一〇〇円」に、「二六、一〇〇円」を「二九、一〇〇円」に、「二六、七〇〇円」を「二九、七〇〇円」に、「二七、六〇〇円」を「三〇、六〇〇円」に、「二七、五〇〇円」を「三〇、五〇〇円」に改め、同表末恒第二団地の項中「三五、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に、「三六、〇〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に改め、同表面影団地の項中「二四、二〇〇円」を「二五、九〇〇円」に、「二二、八〇〇円」を「二四、三〇〇円」に、「一三、三〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、

「一三、六〇〇円」を「一五、一〇〇円」に、「二〇、九〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「二四、六〇〇円」を「二六、三〇〇円」に改め、同表円通寺団地の項中「一二、八〇〇円」を「一三、一〇〇円」に改め、同表国安南団地の項中「七、八〇〇円」を「九、三〇〇円」に改め、同表宇倍野第一団地の項中「八、〇〇〇円」を「九、三〇〇円」に改め、同表宇倍野第二団地の項中「九、三〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に改め、同表網代港団地の項中「八、〇〇〇円」を「八、五〇〇円」に、「一三、九〇〇円」を「一四、四〇〇円」に改め、同表高山団地の項中「六、五〇〇円」を「七、四〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改め、同表土師百井団地の項中「一一、九〇〇円」を「一二、四〇〇円」に改め、同表国中団地の項中「四、二〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改め、同表宮岡団地の項中「一二、四〇〇円」を「一二、七〇〇円」に改め、同表船岡団地の項中「七、八〇〇円」を「九、三〇〇円」に改め、同表丸山団地の項中「二七、二〇〇円」を「二七、八〇〇円」に改め、同表隼団地の項中「一〇、二〇〇円」を「一一、七〇〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同表西郷団地の項中「七、八〇〇円」を「八、八〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に改め、同表北山団地の項中「三一、二〇〇円」を「三一、七〇〇円」に改め、同表中南団地の項中「九、七〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に改め、同表八東第一団地の項中「一七、〇〇〇円」を「一八、三〇〇円」に、「八、七〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に改め、同表八東第二団地の項中「七、五〇〇円」を「八、八〇〇円」に改め、同表若葉団地の項中「二七、六〇〇円」を「二八、五〇〇円」に、「三〇、三〇〇円」を「三一、二〇〇円」に改め、同表ほきもと団地の項中「三〇、八〇〇円」を「三一、四〇〇円」に改め、同表五輪

団地の項中「七、三〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「八、四〇〇円」に改め、同表緑が丘団地の項中「一六、三〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「一四、一〇〇円」を「一五、三〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「一一、五〇〇円」を「一二、九〇〇円」に、「一二、四〇〇円」を「一三、八〇〇円」に改め、同表宝木団地の項中「四、三〇〇円」を「四、八〇〇円」に改め、同表越殿団地の項中「二九、〇〇〇円」を「三〇、三〇〇円」に改め、同表八幡団地の項中「一六、八〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「一九、四〇〇円」に、「七、六〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「九、三〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「八、八〇〇円」に改め、同表米田団地の項中「一八、一〇〇円」を「一九、一〇〇円」に、「二一、一〇〇円」を「二二、一〇〇円」に改め、同表三明寺団地の項中「一六、〇〇〇円」を「一六、七〇〇円」に改め、同表北野団地の項中「六、三〇〇円」を「七、二〇〇円」に改め、同表小鴨団地の項中「五、七〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同表福守団地の項中「一五、一〇〇円」を「一五、六〇〇円」に改め、同表上井団地の項中「九、六〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「八、三〇〇円」を「九、三〇〇円」に、「一六、七〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「一二、五〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「一八、二〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に、「一三、六〇〇円」を「一五、九〇〇円」に、「二〇、七〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に、「一九、七〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二四、三〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一六、七〇〇円」に、「二四、一〇〇円」を「二六、四〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一七、三〇〇円」に、「一八、九

〇〇円」を「二二、二〇〇円」に、「二二、九〇〇円」を「二五、二〇〇円」に、「二三、六〇〇円」を「二五、九〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「二五、八〇〇円」を「一八、一〇〇円」に、「二三、七〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に改め、同表東和田団地の項中「一一、一〇〇円」を「一一、四〇〇円」に改め、同表和田団地の項中「二四、六〇〇円」を「二八、五〇〇円」に、「二五、九〇〇円」を「二九、八〇〇円」に、「二六、三〇〇円」を「三〇、二〇〇円」に改め、同表高城第二団地の項中「八、二〇〇円」を「九、六〇〇円」に改め、同表高城第三団地の項中「九、五〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に改め、同表浜団地の項中「九、七〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一三、二〇〇円」に改め、同表泊港団地の項中「九、七〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に改め、同表鴨川団地の項中「二七、〇〇〇円」を「二七、七〇〇円」に改め、同表大野団地の項中「一〇、三〇〇円」を「一一、四〇〇円」に改め、同表栄第一団地の項中「四、二〇〇円」を「四、七〇〇円」に改め、同表栄第二団地の項中「八、〇〇〇円」を「九、五〇〇円」に改め、同表浦安団地の項中「四、五〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「一五、三〇〇円」を「一五、八〇〇円」に、「一六、三〇〇円」を「一六、八〇〇円」に改め、同表赤碓港団地の項中「八、九〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一六、二〇〇円」に改め、同表成美団地の項中「四、三〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「一五、二〇〇円」を「一五、四〇〇円」に、「一七、五〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に改め、同表みどり団地の項中「一一、三〇〇円」を「一二、七〇〇円」に、「一二、四〇〇円」を「一二、八〇〇円」に改め、同表陰田団地の項中「一五、五〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に改め、同表住吉団地の項中「一三、三〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「一九、二〇〇円」を「二〇、七〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に、「一七、八〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に改め、同表三柳団地の項中「二三、三〇〇円」を「二五、三〇〇円」に、「二三、四〇〇円」を「二五、四〇〇円」に、「二三、八〇〇円」を「二五、八〇〇円」に、

一四、八〇〇円」に、「一九、二〇〇円」を「二〇、七〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一五、七〇〇円」に、「一七、八〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に改め、同表皆生団地の項中「一九、四〇〇円」を「二三、二〇〇円」に、「一九、六〇〇円」を「二三、五〇〇円」に改め、同表福原団地の項中「二〇、四〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に、「一七、六〇〇円」を「一八、八〇〇円」に、「一三、四〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「二二、四〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改め、同表永江団地の項中「二六、四〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改め、

第一種県営住宅	一四三号から一四六号まで及び一七九号から一九二号までの住宅	一八	八、一〇〇円
---------	-------------------------------	----	--------

第二種県営住宅	一四三号から一四六号までの住宅	四	九、五〇〇円
〃	一七九号から一九二号までの住宅	一四	八、一〇〇円

に、「二六、三〇〇円」を「一九、一〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に、「一六、六〇〇円」を「一九、四〇〇円」に改め、同表河崎団地の項中「一七、八〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に、「一八、二〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に、「一九、八〇〇円」を「二二、四〇〇円」に、「二五、〇〇〇円」を「二七、六〇〇円」に、「一九、八〇〇円」を「二二、四〇〇円」に改め、同表皆生団地の項中「一九、四〇〇円」を「二三、二〇〇円」に、「一九、六〇〇円」を「二三、五〇〇円」に改め、同表福原団地の項中「二〇、四〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に、「一七、六〇〇円」を「一八、八〇〇円」に、「一三、四〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「二二、四〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改め、同表永江団地の項中「二六、四〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改め、

〇円」を「二七、四〇〇円」に、「二五、九〇〇円」を「二六、九〇〇円」に、「二六、六〇〇円」を「二七、六〇〇円」に、「二六、一〇〇円」を「二七、一〇〇円」に、「二六、八〇〇円」を「二七、八〇〇円」に、「二六、三〇〇円」を「二七、三〇〇円」に、「二三、〇〇〇円」を「二五、八〇〇円」に、「二三、五〇〇円」を「二六、三〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二八、二〇〇円」に、「二六、四〇〇円」を「二九、二〇〇円」に、「三〇、四〇〇円」を「三三、二〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三三、八〇〇円」に、「三一、三〇〇円」を「三五、一〇〇円」に改め、同表上粟島団地の項中「二三、三〇〇円」を「二四、八〇〇円」に、「二六、六〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「二六、一〇〇円」を「二七、六〇〇円」に、「一八、六〇〇円」を「二〇、一〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二三、六〇〇円」に、「一八、五〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二五、五〇〇円」に、「一六、三〇〇円」を「一七、九〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「二六、八〇〇円」を「二八、三〇〇円」に、「二六、三〇〇円」を「二七、八〇〇円」に、「二二、八〇〇円」を「二三、七〇〇円」に、「二三、八〇〇円」を「二五、三〇〇円」に、「一九、三〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に、「二三、〇〇〇円」を「二四、五〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二一、五〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一八、九〇〇円」に改め、同表富益団地の項中「三四、三〇〇円」を「三六、三〇〇円」に、「二八、三〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に改め、同表渡団地の項中「二六、三〇〇円」を「三〇、三〇〇円」に改め、同表清水団地の項中「二三、〇〇〇円」を「一四、六〇〇円」に改め、同表境港団地の項中「二三、一〇〇円」を「二三、

六〇〇円」に、「一四、一〇〇円」を「一四、六〇〇円」に改め、同表高松団地の項中「二五、一〇〇円」を「一七、七〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一七、六〇〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一八、一〇〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一二、一〇〇円」に改め、同表誠道団地の項中「一七、八〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に、「二三、六〇〇円」を「二六、九〇〇円」に「二〇、三〇〇円」を「二三、六〇〇円」に、「二三、〇〇〇円」を「二六、三〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に、「一八、九〇〇円」を「二二、二〇〇円」に、「一九、三〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「一九、八〇〇円」を「二三、一〇〇円」に、「二〇、六〇〇円」を「二二、七〇〇円」に、「一七、二〇〇円」を「二〇、二〇〇円」に、「一五、九〇〇円」を「一八、九〇〇円」に、「一四、一〇〇円」を「一六、九〇〇円」に、「二三、二〇〇円」を「二六、五〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「一八、三〇〇円」を「二二、三〇〇円」に改め、同表余子団地の項中「二五、七〇〇円」を「二六、七〇〇円」に、「二四、四〇〇円」を「二五、四〇〇円」に、「二五、五〇〇円」を「二六、五〇〇円」に、「二四、二〇〇円」を「二五、二〇〇円」に、「二五、一〇〇円」を「二六、一〇〇円」に、

二三号及び二六号の住宅	二	二三、八〇〇円	を
-------------	---	---------	---

二三号、二六号及び八一号から一〇四号までの住宅	二六	二四、八〇〇円	に、「一八、
-------------------------	----	---------	--------

二〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「二二、四〇〇円」を「二三、二〇〇円」に、

〃	七一号から八〇号までの住宅	一〇	二二、四〇〇円
〃	八一号から一〇四号までの住宅	二四	二三、〇〇〇円

を
 七一号から八〇号までの住宅
 一〇 二三、四〇〇円

に改め、同表法勝寺団地の項中「七、四〇〇円」を「八、四〇〇円」に、
 「二一、二〇〇円」を「二二、二〇〇円」に改め、同表庄内団地の項中「
 八、三〇〇円」を「九、五〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「七、〇〇〇
 円」に改め、同表浜の上第一団地の項中「七、〇〇〇円」を「八、四〇〇
 円」に、「七、五〇〇円」を「八、九〇〇円」に改め、同表浜の上第二団
 地の項中「二二、九〇〇円」を「二三、三〇〇円」に改め、同表伯南団地
 の項中「六、三〇〇円」を「七、二〇〇円」に改め、同表小江尾団地の項
 中「一〇、三〇〇円」を「一一、一〇〇円」に、「一二、三〇〇円」を「
 一三、一〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成五年十一月一日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十一号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を
 次のように改正する。

別表第一第一号⑧中「計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第二百二
 十二条」を「計量法（平成四年法律第五十一号）第五百八条第一項」に
 改める。

附 則

この規則は、平成五年十一月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】